

金融機関における成年後見制度の必要性 ——地域金融機関による認識と見解の分析を通して——

さいしよ
税所真也

東京大学大学院人文社会系研究科
社会文化研究専攻社会学専門分野

要約

高齢社会の進展によって、既存の社会システムが様々な対応を迫られている。金融機関における成年後見制度の運用もそのひとつである。本稿の目的は、金融機関での成年後見制度の運用をめぐる対応について検討し、金融機関の立場から示される「本人保護」と、成年後見制度導入時に期待された「権利擁護」とのあいだにどのような相違があるのかを考察することである。具体的には、預貯金の払戻請求事務を通じた「本人保護」のあり方を、成年後見制度の財産管理において理念とされた「権利擁護」の観点から比較し、検討することが目的である。

近年認知症高齢者等の財産管理のため、成年後見制度が必要とされる場面が増えてきた。なかでも、第三者の成年後見人が急激に増加している。他方、当制度を利用しない場合は、従来通り、家族が認知症高齢者本人の財産管理を行っていると考えられる。この制度利用の必要性を判断し見極めているのは、最終的には家庭裁判所であるが、現実の場面では、金融機関が本人名義口座を取り扱うときの判断が大きく関与していることを見逃してはならない。したがって金融機関の窓口対応のあり方——引き出し時の対応実践の様式——が、当制度を利用するか否かの判断における、ひとつの規定要因になっていると考えられる。

そして、こうした預貯金の取り扱いをめぐる金融機関の対応の様式には、本人を取り巻く人間関係のネットワーク規模の大きさが関与していることが予想される。なぜならば、ある地域の人口規模が大きくなるほどその地域の支店金融機関の規模も大きくなり、これは取扱事務の画一化と、それによる官僚制の発現につながると考えられるからである。逆に、金融機関の担当者が顧客個人とその家族の関係性を見渡せるほど、人口規模の小さな地域では、預貯金取扱事務における担当者の裁量にもとづく決定権限の拡大が予想される。以上はひとつの仮説であるが、こうした問題関心にもとづき、人口規模に応じた金融機関窓口における対応と実践のあり方を、成年後見制度をめぐる必要性の観点から分析した。

調査対象は、人口規模の異なる4つの金融機関（島根県A町JAしまねA地区金融部、石川県B市信用金庫、山形県C市信用金庫、東京都足立区D信用金庫）であり、これら

各金融機関本支店担当者の協力のもとで、半構造化インタビューを実施した。分析視角は「預貯金引き出し時の対応」「成年後見制度の必要性の判断」「リスク回避と本人保護」である。

調査の結果、各金融機関の窓口対応の違いは、金融機関が営業する各地域の人口規模によるのではなく、金融機関自体の規模に応じて変化するものであることが分かった。このように、成年後見制度をめぐる各金融機関の対応に差が出るのは、金融機関が独自の判断基準をもうけ、それが各担当者の裁量としてどのように実務に反映されるのかをめぐる、金融機関としての性格と規模の大きさに依存した問題であるからだ。つまり、金融機関において、ひとりの顧客が成年後見制度を必要とするか否かは、当制度の取扱事務をめぐる、それぞれの組織で官僚制が立ち現れてくる臨界点の差と密接に関連した問題なのである。

本稿の結論として、金融機関の立場から示される「本人保護」と「権利擁護」には当初、成年後見制度に期待された「権利擁護」とは厳密には異なるものであったが、一致すると考えられる部分も見出された。つまり、成年後見制度の導入時に期待された「権利擁護」が、旧禁治産者制度からの脱却を図るため、財産管理への過度な偏りではなく身上監護部分を強化することを目指したのに対し、金融機関の側が成年後見制度の利用を求めるのはこうした観点からではなく、金融機関の側では、あくまで本人の預貯金を守るとの理念から、成年後見制度と向き合い、活用しているに過ぎない。

とはいえ、「できるだけ本人の意向にかなうように対応したい」という金融機関の見解に示されていたのは、単に本人の財産を保全し維持するのではなく、（成年後見人が本人のために）「使うことによって価値を生み出す」こと、本人の「幸福追求をめざして積極的に消費されなければならない」と捉える姿勢であった（上山 2008）。この立場は現行の成年後見制度が企図した理念である「資産活用型」のあり方とも合致するものであった。すなわち、この点においては、金融機関が成年後見制度を通して捉える「本人保護」は、現行の成年後見制度に期待された「権利擁護」と重なっていることが分かった。

本稿では、成年後見制度の運用と展開のなかで、期せずして制度利用のゲートキーパーの位置づけに置かれることになった金融機関の立場から、「本人保護」の取り扱いの分析を通して、制度導入時に期待された「権利擁護」と照らしつつ考察した。結果的に、成年後見制度は、金融機関が捉える「本人保護」の観点から強く求められ、広く利用されるようになっていった。成年後見制度に対する金融機関の認識と見解が、利用件数増加として、第一の「成年後見の社会化」につながっていったこと、さらに、第一の「社会化」を契機として、家庭裁判所が士業専門職後見人の選任比率を意図的に高めていったことによって、担い手の属性転換という意味での第二の「成年後見の社会化」が導かれていったのである。これら両者の「社会化」を、連動した同一線上の出来事として捉えるとき、本稿の議論は、大きな意味をもつことになるだろう。

キーワード： 金融機関, 成年後見制度, 権利擁護, リスクマネジメント

金融機関における成年後見制度の必要性

——地域金融機関による見解と認識の分析を通して——

さいしよ 税所 真也

東京大学大学院人文社会系研究科
社会文化研究専攻社会学専門分野

はじめに

高齢社会の進展により、認知症高齢者数の増加が将来的な懸念として認識されるようになってきた。家族構造の変動や家族機能の低下、関係性の変容にともない「ケアの社会化」が図られ、介護や介助の担い手が外部化されていくなかで、本人の金銭管理や意思決定についても、家族がさいごまで担い続けるのではなく、社会化していこうとする試みがある。それが「成年後見の社会化」である。この「社会化」には、ふたつの意味が含まれている。①財産の多寡にかかわらず広く制度を利用できるよう整備すること、②成年後見人の担い手が、親族から第三者へと社会が担うものへと変化していく方向性である（上山 2008: 8）。

成年後見制度とは、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力に支援を必要とする人々の財産管理と身上監護（生活に関わる契約行為の支援）を行うことを目的とする、民法上の「権利擁護」制度である。したがって、「成年後見の社会化」には、財産管理の「社会化」とその用途をめぐる意思決定の「社会化」が内包されているといえる。

研究目的

成年後見制度の利用において、第三者の成年後見人¹⁾（以下第三者後見人）の選任比率が高まっている（参考図2：後述）。この背景には成年後見制度の申立てが行われた際に、選任権を有する家庭裁判所が、成年後見人による不正や横領が発生したときの任命責任を回避するために、なるべく親族ではなく第三者の士業専門職を成年後見人に選任するよう判断せざるを得ないという、リスク回避への志向性が組織の構造的な問題として存在する。

本稿では、成年後見制度が申立てられる前の段階の分析として、銀行の窓口場面を対象とした検討を行う。なぜならば、銀行の預貯金の引き出し/解約が、当制度の申立て動機の大部分を占めているからである（参考図1：後述）。具体的には銀行窓口における預貯金の引出/解約の場面での実践行為を分析し、金融機関の立場から「本人保護」「権利擁護」の扱いを明らかにする。その上で、これが現行の成年後見制度の導入時に想定されていた「権利擁護」といかに重なり、異なるものであるかを再検討することが本稿の目的である。

これらの作業を通して明らかになるのは、成年後見制度の利用と普及が図られるなかで掲げられてきた「権利擁護」ということばが、誰に対するいかなる権利擁護であったのかということであり、それを銀行窓口の実践を事例として、浮かび上がらせることができる。

金融機関の立場で示される成年後見制度の活用を通じた「権利擁護」を特定することから、「成年後見の社会化」を通して論じられる「権利擁護」がけっして単一のものではなく、企業/司法/行政など、それぞれの社会機関が置かれた立場によって変化しうる多彩なものであることを一例として提示することを試みる。

問題背景

単身認知症高齢者の増加は、既存の社会システムに、様々な影響を及ぼしていこう。本稿が扱う、判断能力が低下した本人の預貯金に対し、金融機関がいかに対処していくかという問題もそのひとつである。預貯金管理は、本人が生活していくうえで必要不可欠な行為である。このような状況のなか、高齢社会における預貯金の払い戻し請求について、成年後見制度との関連から論じた研究は、企業法務の立場にもとづくものが主流であった。したがって、それらの問題関心の中心は、金融機関が成年後見制度をいかに活用し、金融業務の安定性をどう確保するかという点にあった。そのため、先行研究には、預貯金の引き出しを通じ、期せずして成年後見制度の利用が必要となった個人とその家族の立場から、当制度の必要性を捉え直すこと、また当制度を通じた「権利擁護」とは何であったのかを原点から再検討する姿勢が十分でなかった。ここに先行研究に対する本稿の独自性がある。

こうした問題関心にもとづき、以降では、人々の生活課題に密着した地域金融機関が、成年後見制度の必要性をいかに判断し、預貯金の払戻し請求に対応しているのか、各金融機関の銀行窓口実践における判断と裁量について明らかにしていく。その方法として、全国各地にあまねく存在し、かつ地域の人々にとってもっとも身近な個人金融機関のひとつである「JAバンク」、ならびに「地域信用金庫」を調査対象として設定し²⁾、各支店窓口における支払請求について、認知症高齢者への対応と実践の分析から実証的に明らかにする。

1章 問題設定

1. 高齢社会における金融取引——リスク回避と利用者保護の狭間で

高齢社会を迎え、各金融機関は、高齢者向けのサービスや金融商品を積極的に展開するようになっている。富裕層をターゲットにした場合、「どうしても高齢者が多く含まれる」ためであるが、これは「『高齢者を食い物にする金融機関』という社会的な評価を受ける」危険性とも隣り合わせであることを意味しており、したがって、金融機関には、より一層慎重な事業活動が求められるようになっているという現状がある（田口 2014a: 14）。

たとえば、判断能力の低下した高齢顧客との取引を通して起こるトラブルとして代表的なのが、本人の「通帳・カード・印鑑紛失に伴う再発行・改印手続き」であり、つぎに「貯金の解約をしたことを忘れ、抗議したり、（本人の考える）原状回復や払戻し」を求める要求がある（田口 2014a: 15）。また家族と金融機関とのあいだでは、「貯金の払い戻し」をめぐるトラブルがもっとも多く、次に「貯金の払い戻しや通帳再発行などの本人の行為を止める、または、手続きをする前に家族に連絡する」などが続くという（田口 2014a: 16）。

以上は容易に想定されるものだが、これらが金融機関にとって切実な問題であるのは、対応の仕方を誤ると財産をめぐる家族間の争いに巻き込まれる可能性が潜在的に含まれているからであり（澤山 2006; 武下 2012）、金融機関は、こうしたリスクを日常的に抱えながら、高齢者との金融取引をとくに慎重に遂行していかざるを得ないからである。なかでも「高齢顧客の金融資産は、人生の最期まで生活をまかなう資金」となっている場合も多く、これをどう守りどう払い戻すのかについては、「高齢顧客の生活を守るという使命」（田口 2014a: 16）として、社会の側が金融機関に要求する面もある。こうして、高齢社会における金融機関は、リスク回避と利用者のための取引の狭間で、ますますの緊張関係に置かれるようになっている。

2. 成年後見制度導入以前の金融機関の位置づけ

2000年に成年後見制度が導入される前後で、金融機関の預金業務を取り巻く状況は大きく変化した（宮内ほか 2011a: 25）。明治31年に制定された民法が前提としていたのは、家族を統括する権限は戸主が有することであり、戸主が判断能力を失った場合は、<財産保全>のために（準）禁治産者制度が利用された。この場合、後見人/保佐人となるのは原則として配偶者であり、配偶者が戸主に代わって、家の財産管理にあたった。これに対し現行の成年後見制度は、本人に代わって家産を管理し保持する代行者のためではなく、判断能力が低下した個人が以前と同様に「自分の生活の主役としての地位を維持できるよう」（上山 2008: 33）、本人財産を本人の生活の充実のために用いていくことが理念になった（上山 2008: 67）。そのため、財産管理における旧来型の「本人保護」と、現行成年後見制度が期待する「権利擁護」との調和をいかに図るかが、新たな課題として埋め込まれた。

現行の成年後見制度導入時、導入以前の状況を金融機関担当者は以下のように言及している（宮内ほか 2011a: 25-7）。禁治産/準禁治産については戸籍に登録されるため、親族が本人の代わりに来店することが多く（横浜信用金庫事務部）、とくに信用金庫では「昭和38年時代からの旧法の取扱いでは、その『家との取引』であり、『家族の誰が来ても顔なじみであれば出し入れが自由』」であったという（元平成信用金庫理事）。現行制度導入前の銀行実務の特徴は、以下のようにまとめられる（小林 2011: 4）。

成年後見制度導入「前」の銀行実務の特徴

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①預金者本人や家族から意思能力減退の申し出があった場合や、外見上から明らかに意思能力がないと判断される場合を除いて、本人からの引き出し請求を受け付ける。②預金者本人の入院や意思能力の減退によって、本人による預金引き出しができない場合には、家族による申し出であり、本人の引き出し意思が確認できた場合には、家族による請求を受け付ける。③本人の意思能力が疑わしい場合は、「配偶者」からの請求に限り、生活資金など一定額以下の引き出しを認める（親族は不可）。④意思能力が減退したとしても、預貯金が高額の場合を除き、禁治産者制度（成年後見制度の前身）の利用勧奨は行わない。 |
|---|

3. 成年後見制度導入「後」の変化

3.1 預貯金解約と成年後見制度の関連性

2000年からの成年後見制度の導入により、金融機関と「家との取引」は「本人の利益」のための取引へと移行した。預金者の判断能力が不十分であることが明らかな場合には、本人との取引は行わず、成年後見制度の利用を勧めるようになった(横浜信用金庫事務部)。その理由は事後に取消や否認の可能性が残るためである。家族の立ち会いも現行制度では意味がないとされる(横浜信用金庫事務部)。しかし金融機関の対応の仕方には幅があり、ある信金では凍結され別の信金ではそれが本人のためになるのであれば払い戻しを行うといったように(元平成信用金庫理事)、実務上は金融機関の判断と裁量に委ねられている。

とはいえ、原則的には、本人の判断能力が不十分だと思われ、かつ成年後見人や財産管理人のない口座の解除は、成年後見人の選任によって行うほかない(宮内ほか 2011a: 30)。こうして金融機関における預貯金の管理者は、配偶者から法的代理権を有する成年後見人へと変化することになった。これは成年後見制度の申立て動機として表れており、預貯金管理を目的とした申立動機は約半数を占めている。このような経緯から金融機関における預貯金の取扱が、成年後見制度利用の可否を左右する重大要因のひとつへとなっていった。

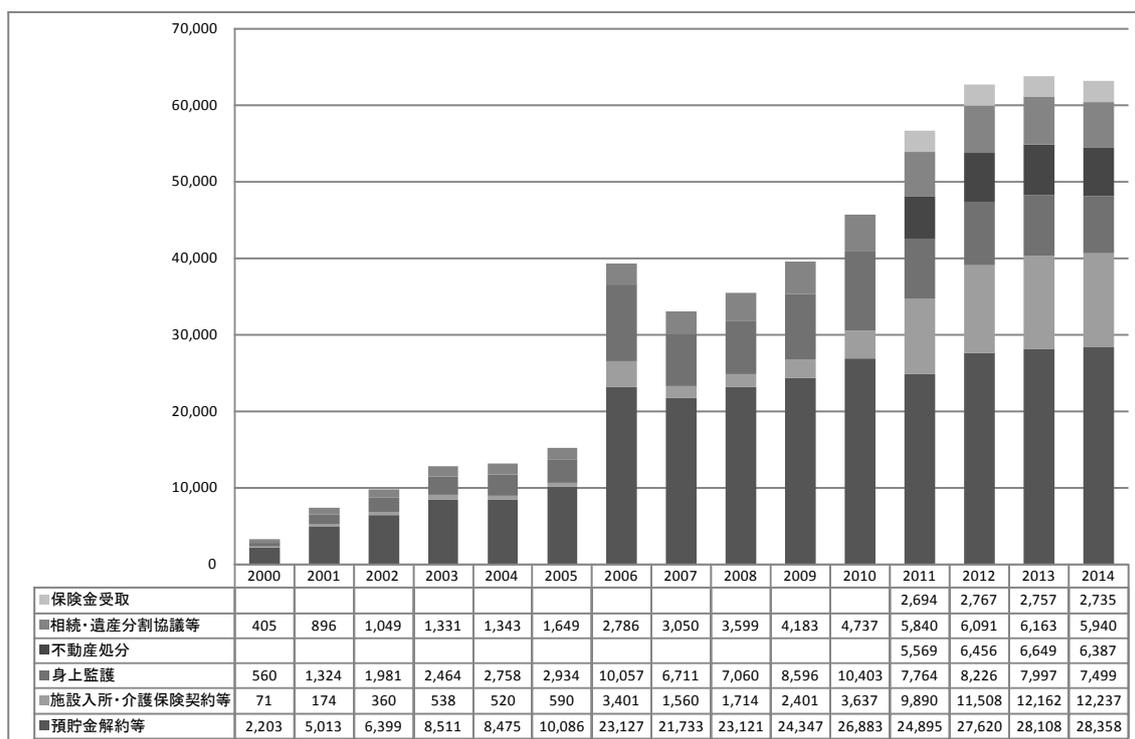


図1 成年後見制度の利用動機の変化

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見制度関係事件の概況」より筆者作成

(2015.07.27 閲覧, <http://www.courts.go.jp/about/siryoku/kouken/index.html>)

3. 2 第三者の成年後見人の増加

成年後見制度の利用が増えるにしたがい、家庭裁判所が選任する成年後見人の属性にも、大きな社会的変化が生じていった。成年後見人は、親族がなる場合と親族以外の第三者がなる場合のふたつに大別される。第三者後見人とは、家族・親族以外の第三者（専門職、法人、市民など）が成年後見人となることを指す。第三者後見人の選任割合は、実数とともに増え続け、2012年には成年後見人全体の半数を超えた（図2）。この第三者後見人の9割を専門職後見人（受任数順に司法書士、弁護士、社会福祉士等）が占めている（最高裁判所 2015 :9）。類型によっても異なるが、利用の大多数を占める後見類型においては、第三者後見の利用は財産管理と意思決定についての包括的な代理権を第三者に委ねることを意味する。このような、通常は本人以外に帰属することのない決定権限の移譲という側面が成年後見制度の利用には含まれており、成年後見人の担い手がここ数十年で家族から第三者へと大きく変化したことは注目に値する³⁾。そして、この現象の背景には、本稿が主題として扱う、成年後見制度最大の利用動機である「預貯金の解約」をめぐって、金融機関の<実践様式>が深く関与していると考えられるのである。

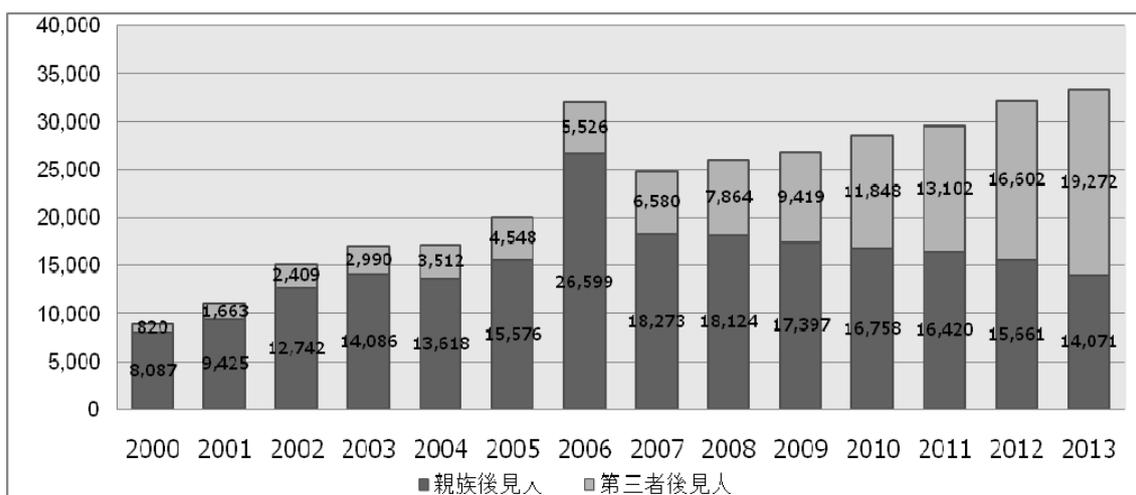


図2 親族後見人と第三者後見人の実数と選任比率の変化

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見制度関係事件の概況」より作成

(2015.07.27 閲覧, <http://www.courts.go.jp/about/siryu/kouken/index.html>)

2章 研究方法と対象

仮説

認知症高齢者等の財産管理を行うために成年後見制度が必要とされるなか、さらには、第三者後見人が急激に増加するなか、成年後見制度を利用しない場合には、従前通り親族が本人の財産管理を行っているものと考えられる。したがって、当制度を利用するか否かの判断においては、親族の存在に加えて、金融機関が親族との取引をいかに扱うかという

窓口対応をめぐる実践様式のあり方が、その規定要因のひとつになっていると考えられる。

こうした預貯金の引き出しをめぐる金融機関窓口の実践様式には、本人を取り巻く人間関係のネットワーク規模の大きさが影響を与えていることが予想される。人口規模が大きくなるほど支店金融機関の規模も大きくなるが、それは取扱事務の画一化とそれにとまなう官僚制の強化につながっていくからである。逆に、個人と家族の関係性を金融機関窓口の担当者が見渡せるほど人口規模の小さな地域では、預貯金の引き出し事務において窓口担当者の裁量にもとづく決定権限の拡大が予想される。以上の仮説にもとづいて、各金融機関窓口の引出事務における実践の違いを、成年後見制度の必要性との関連から考察する。

方法

上述の問題設定と問いにしたがい、半構造化インタビュー調査を行う。なぜなら、判断能力が低下した個人の金融資産の取り扱いにおいては、判断能力低下の程度に明確な基準があるわけではなく、それぞれの金融機関の窓口担当者がその都度、判断せざるを得ない。そのため、先述のように、各金融機関の対応の仕方には幅があり、ある信金では凍結され、別の信金では払い戻しが行われるというように（宮内ほか 2011a: 30）、各金融機関の判断と裁量に委ねられた結果、それぞれの現場で多様な形態が生じていると考えられるからだ。このように、支払窓口の実践の様態をめぐるっては、それぞれの金融機関ごとの違いはもとより、各支店レベルでの取り扱いの違いも想定されるため、これら対応の違いにみられる多様性を、動的な実践行為の水準において捕捉する必要がある。

分析対象

金融機関の窓口対応の様式を規定する要因のひとつだと予想される、人間関係のネットワーク規模の大小を反映させるため、人口規模にしたがって下記4つの市区町の地域金融機関を分析対象として設定した。また分析基準として、「(来所者の)本人確認の仕方」「日常生活費/高額の引き出し対応」「成年後見制度の必要性をめぐる判断」「リスク回避と本人保護」の観点から金融機関窓口対応のあり方を明らかにし、成年後見制度の位置づけを検討した。

- 島根県 A 町** (1~2 万人) **JAしまね A 地区金融部管理職** (調査実施日 2015.07.08)
- 石川県 B 市** (5~6 万人) **B 信用金庫管理職** (調査実施日 2015.07.03)
- 山形県 C 市** (8~7 万人) **C 信用金庫役員および担当者** (調査実施日 2015.07.14)
- 東京都 足立区** (67 万人) **D 信用金庫 保木間支店 大谷内眞吾支店長** (調査実施日 2015.07.06)

調査倫理

インタビュー調査の実施にあたっては、研究目的と質問内容を説明し、同意を得た上で

行われた。そして、事前に質問票を送付し、インタビュー当日は質問票に沿う形式で半構造化インタビューを実施した。インタビュー時間はそれぞれ1時間程であった。このさい、得られたデータの利用目的を十分に説明し、許可が得られた場合にはレコーダーに録音し、文字起こしした。さらに、研究成果の公表には、必要に応じて調査協力者を特定できないよう匿名性が守られることを説明した。とくに、地域、団体名、個人名についていかなる表記にすべきか確認し、希望にしたがった。公表を希望した調査協力者については、書面にて公表承諾の署名をいただき引用した。

3章 分析結果

JA しまね A 地区金融部、石川県 B 信用金庫、山形県 C 信用金庫、足立区 D 信用金庫のインタビュー結果を比較したのが表 1 である。

各金融機関における対応——親族の来店、日常生活費、高額取引の引き出し

成年後見制度の利用件数は、各金融機関とも数件程度であり、多いとはいえない状況である。本人ではなく親族が本人の預貯金の引き出しに来店したときの窓口の対応として、B 信用金庫をのぞく 3 行すべてが親族の来店による手続きも可としていた。そのさい JA しまね A 地区では身分確認を必須とするのに対して、C 信用金庫と D 信用金庫では日常生活費の範囲であり、かつ面識があれば親族の身分確認は行わないとする違いがみられた。なお、B 信用金庫では手続きできるのは本人のみとし、ほかには成年後見人による手続き以外は認めないとする厳格な立場を示した。

日常生活費を引き出すときの対応については、JA しまね A 地区では生活費の範囲内ならば本人の家族であることを確認するだけで、本人意思の確認までは必要としなかった。他方で C 信用金庫と D 信用金庫では、本人の意思を確認できるという条件で、親族による手続きを認めていた。C 信用金庫担当者は、以下のように見解を述べる。

当金庫は地域金融機関として各ご家庭に訪問して募金活動を行っており、顧客の家族構成等を把握していますので、預金通帳・取引印鑑を持参された顧客の家族が行う預金取引も実施しています。但し、これは継続取引の中でご本人が高齢化し、かつ明確に〔意思〕確認できる場合に限り、所謂一見では実施していません。

ここからは、地域金融機関として顧客との密接なつながりを築くことによって、親族による代理手続きが可能となっていることが分かる。とはいえ、親族であれば誰でもよいわけではなく、来店者が信用金庫の担当者と同様の面識のない一見の親族代理人の場合には、手続きを行うことを認めていない。同様に、D 信用金庫の大谷内支店長は次のように表現する。

表1 各金融機関における成年後見制度の必要性

	JAしまねA町金融部	石川県B市信用金庫	山形県C市信用金庫	東京都足立区D信用金庫
成年後見制度の利用顧客数	3件 (すべて第三者後見人・弁護士)	数件	数件	5件 (保本間支店)
親族が窓口に来店時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 窓口担当者で面識があっても身分確認を必須としたうえで可。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に手続きできているのは本人のみ。 それ以外は成年後見人。 	<ul style="list-style-type: none"> 面識があれば(犯罪収益防止法での確認を除き)、身分確認を行わなくとも可。 ただし判断能力が衰えた顧客との取引は成年後見人と行うことが原則。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意思を確認できれば、親族でも可。 金額が大きい場合は身分証で本人確認。 毎月のことであり、かつ面識があれば、そのままお出しする。
(親族による)日常生活費の引き出し対応	<ul style="list-style-type: none"> 本人の家族であることが確認できれば可。 生活費の範囲内ならば、本人への確認も行わずに対応する。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関として各家庭を訪問し、家族構成等を把握している場合に限り、日常生活費の範囲内の金額で明確な意思確認が行える場合は、家族による取引を認めている。 家族がいることが前提であり、いない場合や県外など遠方に居住の場合は、成年後見制度の利用を求めざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意思を確認できれば、親族による引き出しにも対応する。
(親族による)高額の引き出し	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認が必須。 本人の意思が確認できない場合は、成年後見制度を利用してもらう。利用できなければ口座を凍結せざるを得ない。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上の取引すべてで本人意思の確認を義務化。 親族であることが確認できても一定額以上の取引には応じない。 	<ul style="list-style-type: none"> 50万円を超える場合、本人確認を要する。 本人の意思が不明確な場合は、担当職員が病院に訪ねるなどして、必ず本人の意思を確認する。
成年後見制度の必要の判断と対応	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに認知症である場合には、成年後見人を立てることが原則。 成年後見制度のパンフレットを渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに認知症である場合には、成年後見人を立てることが原則。 成年後見制度のパンフレットを渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が認知症サポーターの資格を有し、認知症高齢者への対応方法を習得している。 それでも担当者に応じきれないお客様に対しては、成年後見制度の利用をご家族にお勧めする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意思が確認できない状態となった場合の支払いについては成年後見制度を利用して欲しい。原則、家族にも連絡するようにする。
リスク回避と本人保護	<ul style="list-style-type: none"> 本人保護という面では、金融機関として、本人の預金をしっかりと保護するのが基本。 成年後見人がいればその意思を尊重しその通りに手続きすることになるが、成年後見人が正しく本人のために使っているか、金融機関として留意する必要がある。 大きな金額の場合、成年後見制度を利用することが、本人保護につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人保護という面では、金融機関として、本人の預金をしっかりと保護するのが基本。 成年後見人がいればその意思を尊重しその通りに手続きすることになるが、成年後見人が正しく本人のために使っているか、金融機関として留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症と推測される顧客は、来店の郵達話すことが異なる。一桁多い金額を引き出し、紛失する等の事故が起こる前に成年後見制度を使っていたらと金融機関としては助かる。 「顧客本人の財産が本人の希望にしたがって用いられること」を前提とすれば、成年後見制度利用者のメリットと金融機関のメリットは一致する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人意思の確認という意味では、引き出し時の窓口でのやりとりにかなり気を付ける必要があるが、後見人がいればこういう心配はなくなる。 本人の財産保護という観点からは、本人が「自分のお金だから下ろしたい」というのであれば、強い拒否はできない。

支払いについては、本人の意思確認を一番大事に考えています。そのときご本人様が来店していないという状況では、金額が多い場合は身分証明書等で確認する場合がありますし、毎月いらして、顔が分かっている方については、そのままスムーズにお支払いする場合があります。

このように、C信用金庫とD信用金庫においては、地域信用金庫として家族関係を含めた継続取引を有する場合には、本人意思の確認を条件として、親族が支払手続きを行えることが分かった。また、JAしまねA地区との比較から、来店者の身分確認や本人の意思確認のあり方をめぐる対応には違いがあることも分かった。

ところが、高額の前貯金引き出しの対応では、成年後見制度の利用と成年後見人による手続きを必要とするということで一致していた。C信用金庫では10万円以上の取引すべてに本人の意思確認を義務化し、親族による代理取引には応じないとする。またD信用金庫でも、50万円以上の取引においては、本人意思の確認を要し、それが確認できない場合は、たとえ病院などであっても担当者が本人の居場所を訪ねる。JAしまねA地区においても同様に本人の居場所を担当者が訪ね、もしそれができない場合には、本人の前貯金は一度「凍結せざるを得ない」という（JAしまねA地区金融部管理職）。

成年後見制度の必要性とその対応

成年後見制度の必要性の判断とそれにもなう対応としては、本人が認知症の疑いがあることが分かっても、その場で本人に成年後見制度の利用を勧めることはできず、成年後見制度のパンフレットを渡すか、家族への連絡を行うことくらいしかできないのが現状だという。この点の難しさをB信用金庫管理職は、以下のように述べる。

この辺はもちろんお金にかかわることなので、私ども金融機関が積極的に取り組む必要があると思いますし、実際にはそれほど積極的に行えてはいないのですが、これ〔成年後見制度〕がないと結局〔預金を〕下ろせないのです、おのずと浸透していくとは思いますが、かなりナーバスな問題でもあります。（中略）

窓口でのやりとりのなかで「あなたは認知症の疑いがあります」、「俺は認知症なのか」といったことになりかねないので言葉を選んでやっていく必要があります。

金融機関として成年後見制度を利用して欲しい顧客であったとしても、それを直接本人に求めて制度利用を促すわけにはいかず、制度案内や家族への連絡など、間接的な対応に留まらざるを得ないのが現状である。この対応が難しいのは、なにをもって本人の意思確認が十分を行えていないと判断するかが、金融機関の窓口対応者の判断に委ねられている点にある。こうしたことから、C信用金庫では、以下の対応基準をもうけて対処している。

当金庫は個人顧客が 85 パーセントを超えており、地域の高齢化が進んでいるなか、成年後見制度への認識を深め、お客様へ利用の啓発を図ることは当然であると考えております。当金庫では、全職員が認知症サポーター⁴⁾の資格を有しており、認知症担当者への対応方法を習得しています。また、成年後見制度研修を開催して制度への理解を深めています。認知症サポーターとしての対応では応じきれないお客様については、ご家族の方に成年後見制度の利用をお勧めするよう指導しています。

認知症を理解するための取り組みを人材養成というかたちで金融機関が自発的に行い、そこで培われた知識では応じきれなくなると、成年後見制度の必要性を家族に連絡する。金融機関には、本人との直接取引の限界を見定めると同時に、本人の認知症の程度を見定める対応が求められていることになる。そしてこの作業には、本人の預貯金保護に加えて、金融機関のリスクマネジメントが密接に絡み合っただけでなく、極度の緊張関係が内在化されていた。

4 章 考察

預貯金引出請求をめぐる窓口対応の画一性と多様性——その規定要因

人間関係のネットワーク規模の大小は本稿が仮説としていたものだが、成年後見制度を利用するか否かの決定要因ではなかった。人口規模にかかわらず、どの金融機関においても、高額取引であれば本人意思の確認を必須とし、それが難しい場合には成年後見制度の利用を求めるか、口座を凍結せざるを得ないという点で一致していたからである。とはいえ、各金融機関の対応を比較したところ、成年後見制度の必要性を判断する前段階での窓口対応の仕方には様々な違いが見られた。これらは、各機関の営業する地域の人口規模ではなく、金融機関としての規模の大きさに応じて変化することによるものだった。

親族が来店したときの身分確認として、C 信用金庫と D 信用金庫においては、親族との関係性が長年の継続取引によって築かれている場合には必須とされないのに対し、人口規模のもっとも小さな JA しまね A 地区においては必須であった。人口規模が大きくとも信用金庫がこうした対応を可能とする背景には、信用金庫の担当者みずからが顧客のもとへ赴いて取引をするなかで、本人だけでなく、同時に家族とも関係性を築いていくという、地域金融機関としての営業特性が関係していた。

もっとも JA しまね A 地区においても各顧客宅を担当者が訪問し、生活費を届けるサービスは同様に行われていた。加えて 1~2 万人の人口規模である同町では「各支店では顔見知り、顔の見える関係であるので、どこの誰であるかはだいたい分かっている」（JA しまね A 地区金融部管理職）という。こうした関係性のなかにあっても、その関係性が支店窓口の対応に影響を与えることなく一律であったのは、「窓口手続におけるルールが全国の JA でフォーマットとして統一」され、各支店で裁量を発揮する余地がないためである。「JA の OB さんなどが窓口を訪れることがあっても、心苦しいが、一律の対応をせざるえない」といった言葉に表されるように、窓口来店者への対応に例外がもうけられること

はなく、結果として、最も互いの顔がよく見える地域で、最も厳格な対応が生まれていた。

JA という全国規模の金融機関では、人口規模にかかわらず、窓口対応においては、より人口規模の大きな地域で展開する金融機関以上に画一的な対応がなされていた。逆に、各信用金庫では、金融機関として独立した判断基準がもうけられることで、対応に多様性が生まれる。たとえば、本人以外の来店手続きは受け付けないとする B 信用金庫に対して、C 信用金庫と D 信用金庫では面識があれば親族の身分確認は行わないなど、裁量による違いが見られた。また、親族による日常生活費の引き出しでは、生活費の範囲内ならば本人意思の確認は必要としない JA しまね A 地区に対し、D 信用金庫では本人意思が確認できれば応じるとした。その中間に、面識があり本人と同居する親族にかぎって認めるとする C 信用金庫の対応があった。このように日常生活費の範囲内では対応の仕方に各金融機関で多様性がみられたが、高額な引き出しでは一転して本人の意思確認が必須となり、意思確認が明確でない場合は、成年後見制度を必要とするという点で各機関とも共通していた。

このように、成年後見制度の必要性をめぐる各金融機関の判断と裁量の多様性は、当該組織での成年後見制度の取扱事務に対する、画一的な官僚制の発現と深く関連した問題である。したがって、ある金融機関の顧客が成年後見制度を必要とするか否かという問いは、金融機関としての性格と規模の大きさに依存した問題なのである。

成年後見制度の利用における本人保護とリスクマネジメントの関係性

本人の預貯金を守り、保護することが金融機関としての役割であり責務だとする理念が、金融機関の立場としての対応と実践を裏づける根拠となる。したがって金融機関における成年後見制度の必要性を考えるうえで欠くことのできない観点が、本人の預貯金をいかに保護するかという視点である。また一方で、判断能力が低下した本人やその親族との取引においては、その有効性が疑われかねないために、金融機関が支払部分を二重で充当するリスクをつねに抱えており、そのリスクマネジメントを図ることが金融機関としての信用につながっているという視点も重視する必要がある。たとえば、以下のような発言がある。

認知症と推測される顧客は、来店の都度話すことが違っています。たとえば、取引印鑑や預金通帳を紛失したとのことで手続きを行うと、次の来店時には紛失したはずの印鑑や通帳で取引しようとするので大変困ることがあります。また、一桁多い金額を引き出して紛失するなどの重大な事故になる前に、成年後見制度を利用していただければ、金融機関として大変助かります（C 信用金庫担当者）。

本人がお金を下ろしたいといえ、それを叶えるのが我々の仕事だと思いますので、できるだけ本人の意向にかなうように対応したいと考えています。ただし、意思が確認できない場合はというと、後でどんなトラブルにつながるかわからないので、成年後見制度の利用を依頼せざるを得ない。「本人が判断できないのにこんな大きな額を下ろすわけないだろう」と、相続人が現れて主張してきたときに困るので大きな額だ

と成年後見を頼まざるを得ないという事情があります（D 信用金庫大谷内支店長）。

このように、金融機関のほうで「一桁多い金額を引き出して紛失するなどの重大な事故になる前」に成年後見制度を利用して欲しいとするのは、金融機関側がたとえ本人の意思確認をしたとしても、あとから本人が十分な判断能力を欠いていたとなれば、意思確認を行ったとはいえなくなる可能性があり、よって後日親族が払い戻しの無効を訴えた場合は、二重に支払わなければならないというリスクがともなうからである（澤山 2006: 41）。

親族間トラブルに巻き込まれることは、金融機関として避けねばならない問題であり、これを未然に防ぐため、以下のような対応をせざるを得なくなっている現場も一部にある。

耳が遠くなったり、認知症の症状が出てくると何を聞かれても「はい、はい」という返事しかしなくなります。それでは意思の確認はできないので“yes”で答えられない問い合わせをする必要があります。

例えばある信用金庫では、お客さんが来て3万円下ろしたいとなったときに、認知症が疑われるような場合には、録音か録画をしているそうです。そのときに、訊き方に気をつけなければならないと弁護士から指示を受けたということで「今日は3万円の引き出しでいいですね」ではなく、「今日のご用件は？」と尋ね「3万円おろしてくれ」と言ってもらえればそれでいいと（D信用金庫大谷内支店長）。

このように、成年後見制度を利用しない限り、金融機関の側に手続き上の工夫が求められ続けることになる。こうした観点から見れば、成年後見制度は金融機関が窓口で負うリスクを回避するための最良の方法のひとつである。というのも「金融機関は、認知症高齢者等に成年後見人が選任されていることが確認できれば、その依頼による預金の引き出しには応じられ」るだけでなく、これにより、「さまざまなトラブルを回避することが可能になる」からである（澤山 2006: 42）。

ところが、判断能力が低下した本人との取引によって引き起こされるリスク回避だけを目的として、成年後見人の必要性の要否が判断されているのではない。金融機関は、成年後見制度の利用を求めることによって、本人の預貯金を正しく用いる/保護することに貢献するとの認識から、当制度の利用を求めているといった面もあるからである。C 信用金庫の担当者は、以下のように述べる。

当金庫では、お客様の家族と面識があるので、成年後見制度の利用は少ないと思います。しかし、当地では、若者が大学、高校を卒業すると東京、仙台等の都会で就職する割合が増加しており、老人のみの家庭が増加しています。老人ご夫婦の双方とも認知症になれば、成年後見制度を利用せざるを得ない場合が増加するものと思います。老人家庭に家族が同居していて、継続的に取引があり、本人確認があれば、必ずしも

利用しなくてもよいが、家族が同居していなければ利用の必要性が高くなります。

ここからは、次のような実態が浮かび上がる。つまり、高額を引き出し時には、本人の意識が明確でない場合、成年後見制度の利用を必須とするという原則論がある一方、金融機関の担当者との面識のうちに継続取引をしてきた家族が本人と同居している場合、実際には成年後見制度の利用を求めずに済んでいるという実態である。C 信用金庫担当者は、「当金庫では、お客様の家族と面識があるので、成年後見制度の利用は少ない」と説明するが、それはつまり本人に同居親族があり、それが継続的に銀行と取引してきた者ならば、本人の預貯金はその者によって本人のために使われていることが、ある程度担保されとの判断がなされているからである。すなわち金融機関とつきあいのある親族によって、預貯金が本人のために使われている限り、成年後見制度は必要ないとの考えがここにはある。

成年後見制度で想定された「権利擁護」の観点からみた金融機関の「本人保護」

金融機関にとって、事後に本人や親族から払い戻しの無効を主張されるリスクを回避するために成年後見制度が必要とされているという側面は否定できない。B 信用金庫担当者は「本人保護という面では、金融機関として、ご本人の預金をしっかりと保護する、預金者からお預かりしたものを正しいかたちでお支払いするということが基本になるので、金融機関としてしっかりさせていただこうと思っております」として、本人の預貯金を「正しいかたち」で支払うことが金融機関の役割だと述べる。この正しさとは、「ご本人さんの預金が正しく使われているかどうかというときに、相続の問題などで知らない間に親族や他人が下ろしていたとなった場合に、誰が下ろしたのかというトラブルを防ぐこと」である。そして、「金融機関としても成年後見人を立てていただければ安心して取引できる」ものとして、成年後見制度の必要性は、「本人保護」の一助として位置づけられていた。これは市場取引の保護を主たる目的とした旧禁治産者制度の用いられ方とそれほど大きく変わるものではない。

とはいえ、金融機関の立場から求められる成年後見制度を、「本人保護」の観点のみで説明するのは不十分である。ここにはまだ本稿が検討すべき論点が残されている。それが、①成年後見人による預貯金の管理を金融機関がどのように捉えているかを明示すること、②金融機関による「本人保護」「権利擁護」にいかにつながり/異なるかを検討すること、③成年後見制度が想定した「権利擁護」といかに重なる/外れるかを議論すること、である。

成年後見制度の必要性を金融機関の担当者が窓口で感じたとしても、すぐに本人に制度利用を求めることは難しく、結果として間接的な対応にならざるを得ない状況があることを既述した。とはいえ、金融機関は業務の特質から成年後見制度の必要性を十分に認識せざるを得ない社会組織である。また期せずして、業務を通して地域住民の認知症の萌芽をいち早く感知する立場に立つことになった。その結果、認知症高齢者への対応や成年後見制度の必要性の判断に対し、金融機関の与える影響力が強まり高まっていくことになった。

果たして金融機関の判断を通して捉えられた成年後見制度の必要性とは、成年後見制度が当初想定した本人の「権利擁護」からは、どのように位置づけられるのか。そこでは、預金払戻請求における一時留保（預金口座の凍結）と、〈本人のため〉の支出というふたつの問題のあいだで、金融機関の捉える「権利擁護」はいかなる動き/揺れがみられるのか。

本来、成年後見制度が 2000 年の介護保険の導入にあわせて改正されたのは、サービス提供事業者との契約行為を保障するためであった。つまり「平成 11 年の成年後見制度改正は、社会福祉基礎構造改革による福祉サービスの供給手段の契約化（『措置から契約へ』）と連動」（上山 2014: 47）したものであった。ところが介護保険制度が導入されると、介護保険契約は家族による代行契約に換わった。その一方で金融取引においては、家族による代行が福祉サービス契約のように認められにくく、成年後見制度は金融機関においてより広く必要とされるものになっていった。したがって、成年後見制度の利用を普及させたのは、想定されていた介護保険契約によってではなく、金融機関窓口の支払手続きにおける必要性によってであった。期せずしてこうした形で制度利用が動機づけられていった。

成年後見制度が想定した「権利擁護」とは上述のように、福祉サービス契約能力の保障であり、さらには判断能力が不十分な人が、意思や権利を主張するのが困難なことにより、社会的な不利益を被る人々の自己決定や権利を代弁して主張し、本人の権利を擁護することにあつた（新井ほか編 2009: 3）。制度導入時に期待されていたこの「権利擁護」に対し、金融機関がその業務を通して行う成年後見制度を用いた顧客の「権利擁護」とは、財産管理に特化した「本人保護」であった。預けられた本人の預貯金の取り扱いを通して、本人財産を保護するために当制度を用いることは、一見、旧禁治産者制度のそれと変わらない。むしろ、成年後見制度の導入にあたって目指された旧禁治産者制度からの脱却という理念、すなわち財産管理への過度な偏りをなくし身上監護部分を強化するという観点からは（新井 1994[1999]: 163-4; 小賀野 2012）⁵⁾、金融機関の要求にもとづいた成年後見制度が用いられることで、財産管理制度の側面がより強められていったようにも見える⁶⁾。

しかしながら、金融機関が求める成年後見制度を用いた「本人保護」が、成年後見制度に本来期待されていた「権利擁護」とまったく異なるというわけではない。両者の異なる立場から示された「権利擁護」にも重なり合う部分があるからである。それは、金融機関が示した「できるだけ本人の意向にかなうように対応したい」（D 信用金庫大谷内支店長）との見解のなかに見出される。というのも、現行の成年後見制度が想定した成年後見人による本人財産の「権利擁護」とは、財産の保全的管理ではなく、本人財産を本人の生活のために用いていく「資産活用型管理」（上山 2008: 67）であることにその目的があつたからだ。つまり、本人財産を守り保全するのではなく、「使うことによって価値を生み出す」という点と、本人の「幸福追求をめざして積極的に消費されなければならない」と考える点に、その特徴があつた（上山 2008: 67-8）。したがって、先述の引用にみられる金融機関の認識は、現行制度が理念とした「資産活用型管理」の姿勢に通じるものとして捉えることができる。この点で金融機関による「本人保護」は「権利擁護」の理念に通じていた。

預貯金保護における自己決定

成年後見制度が必ずしも金融機関側のリスク回避のみを根拠として求められているのではなく、預貯金が本人のために正しく用いられるために当制度が必要とされる面もあった。とはいえ、ここには金融機関の立場から、〈本人のため〉の使われ方をどこまでチェックできるかという課題も残されている。たとえ成年後見制度を用いても、金融機関のほうで成年後見人の使途が本人のためにつながるものであるかを確認する手段は限られており——またそのための基準もなく——成年後見制度の利用が〈本人のため〉の払い戻しを担保することには、今のところならないからである。

問題は、成年後見人がご本人の意思と同じであれば、という点にあるような気がします。意思と異なって横領等のために下ろしたりすることも可能性としてはあり得ますので、こうした点には問題が出て来ると思います（D 信用金庫大谷内支店長）。

当金庫では、顧客の意思を最大限尊重して取引を行っていますが、成年後見人が制度利用顧客の財産を本人の希望にしたがって用いているかどうかは非常に重要であり、心配ですが、残念ながら確認はできません（C 信用金庫担当者）。

金融機関として、顧客に成年後見制度の利用を求めるのは、本人の希望にしたがって、預貯金が利用されることを望むからであり、本人の意思に反して預貯金が凍結されるのを防ぐためでもある。しかしながら、「本人の財産を本人の希望にしたがって用いることを前提とすれば、成年後見制度利用者のメリットと金融機関のメリットは一致」（C 信用金庫役員）するといわれるように、成年後見制度の利用が本人の権利擁護につながるとは必ずしも言い切れないことへのもどかしさを抱えつつ——これに代わる制度もない中で——成年後見制度の利用が求められている現状がある。だからこそ「成年後見の社会化という点では、第三者のほうが金融機関としては安心」（C 信用金庫担当者）だと考えられている一方で⁷⁾、なお「預金を正しく預金者にお戻しするという点では、成年後見人がいればその意思を尊重してその通りに手続きすることになります。成年後見人といえども悪いことをしようとするればできるので、その点には金融機関として留意する必要があります」（B 信用金庫管理職）との意見も表される。成年後見人が選任されれば、金融機関としての手続きの正当性は担保されるが、それだけに留まらず、成年後見人による本人の預貯金の使途にまで目を光らせようとする姿勢の中に、金融機関の「本人保護」と「権利擁護」のかたちがあった。

5章 結論

新しい成年後見制度が導入されてから15年が経過した。この間、当制度の運用と展開においては、金融機関の立場で想定された「本人保護」の文脈が重大な影響を及ぼしてきた。実質的に、金融機関が制度利用の入り口でゲートキーパーの役割を果たすようになって

いったからである。そして、金融機関が捉えた「本人保護」「権利擁護」の文脈に従って、成年後見制度の利用が求められ、広く利用されるようになっていくなかで、これが件数増としての第一の「成年後見の社会化」の達成につながった。そして、この第一の「社会化」が契機となって、家庭裁判所が士業職への信頼にもとづき、意図的に第三者専門職後見人の選任比率を高めていくなかで、担い手属性の転換という第二の「成年後見の社会化」が進んでいくことになった。これら第一と第二の「社会化」を連動したひとつの現象として捉えたとき、本稿で展開された議論はより大きな意味をもつことになる。

【付記】

本研究は、一般財団法人ゆうちょ財団ゆうちょ資産研究センターによる平成26年度助成事業における研究成果の一部です。本稿の執筆にあたり、ご多忙のなかインタビュー調査に快くご協力いただきました各金融機関の皆様に心より感謝申し上げます。

東京都足立区D信用金庫保木間支店の大谷内眞吾支店長からは、幾度にわたり率直かつ真摯なご意見とご助言を頂戴してまいりました。記してここに御礼申し上げます。

(さいしょ しんや，東京大学大学院人文社会系研究科社会学研究室)

文献

- 新井誠, [1994]1999, 『高齢社会の成年後見法——改訂版』有斐閣.
- 新井誠・池田恵利子・金川洋編, 2009, 『社会福祉士養成テキストブック 権利擁護と成年後見』ミネルヴァ書房.
- 上山泰, 2008, 『専門職後見人と身上監護』民事法研究会.
- 上山泰, 2014, 「成年後見制度の転用問題(2)」『月報司法書士』511: 46-55.
- 小林雅史, 2011, 「ジェロントロジージャーナル 高齢者向け銀行実務について——成年後見制度への対応を中心に」『インシュアランス 生保版』4448: 4-7.
- 香月裕爾, 2012, 「成年後見等の開始に関する免責約款の効力——特集 成年後見制度と金融実務 東京高裁平成 22.12.8 判決をめぐって」『銀行法務 21』56(2): 4-7.
- 厚生労働省, 1998, 「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)——報道発表資料」, 厚生労働省ホームページ, (2015.09.18 取得, <http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1006/h0617-1.html>).
- 宮内康二・小池信行・大島康生・大谷内眞吾・高橋文雄, 2011a, 「座談会 成年後見制度と地域金融機関のあり方(1)」『銀行法務 21』55(10): 24-35.
- 宮内康二・小池信行・大島康生・大谷内眞吾・高橋文雄, 2011b, 「座談会 成年後見制度と地域金融機関のあり方(2)」『銀行法務 21』55(12): 32-36.
- 宮内康二・小池信行・大島康生・大谷内眞吾・高橋文雄, 2011c, 「座談会 成年後見制度と地域金融機関のあり方(3)」『銀行法務 21』55(13): 28-35.
- 日本成年後見法学会, 2005, 「統一テーマ——成年後見の社会化」『成年後見法研究』2: 27-92.
- 小賀野晶一, 2012, 『民法と成年後見法——人間の尊厳を求めて』成文堂.
- 大山博, 2000, 「保健・医療・福祉の総合化について」『保健医療社会学論集』11: 2-8.
- 最高裁判所事務総局家庭局, 2015, 「成年後見制度関係事件の概況(2014年中期)」, 最高裁判所ホームページ, (2015.9.18 取得, <http://www.courts.go.jp/about/siryu/>).
- 税所真也, 2013a, 「成年後見制度に対する意見を規定する個人的属性の研究——身上監護と財産管理の観点から」『2012年度二次分析研究会 成果報告書』東京大学社会科学研究所, 34-50.
- 税所真也, 2013b, 「専門職後見人による支援の社会的機能——社会福祉専門職による支援事例の分析」『地域福祉研究』41: 101-12.
- 税所真也, 2014, 「親族後見人から第三者後見人へ——高齢者ケアにおける『管理・調整』主体の変化」『家族関係学』33: 41-55.
- 税所真也, 2015, 「成年後見人による生活上の意思決定への関与のあり方について——知的障がい者の生活の場をめぐるトラブルの事例から」『ソシオロギス』東京大学社会学研究室ソシオロギス編集委員会, 39: 61-78.
- 澤山弘, 2006, 「認知症高齢者等の預金トラブル防止に役立つ成年後見制度——金融機関に期待される利用促進支援」『信用金庫』60(6): 40-5.

- 田口さつき, 2014a, 「高齢化時代の金融取引と金融機関の役割——特集 高齢者取引 実務対応の勘どころ」『銀行実務』44(9): 14-17.
- 田口さつき, 2014b, 「高齢者の資産管理と新しい個人向け信託(特集 高齢化と信託——高齢者資産の管理・活用)」『個人金融』9(3): 13-20.
- 武下毅, 2012, 「普及急がれる認知症顧客への金銭管理サポート制度——日常生活自立支援事業, 成年後見制度の課題(シルバー対策は万全か)」『金融財政事情』63(39): 21-3.
- 藁品和寿, 2011, 「注目される認知症支援と信用金庫業界における取組み」『信金中金月報』10(5): 45-61.

-
- 1) 成年後見人制度には本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の三類型があり、成年後見人等の権限の範囲もそれぞれ異なっている。本稿では、成年後見制度利用者の8割以上を占め(最高裁判所2015: 2)、さらに、本人の預貯金解約等の法律行為を本人に代わりおこなう包括的な代理権を付与された「成年後見人」をおもな分析対象とするため、成年後見人等ではなく「成年後見人」として記述する。
 - 2) 「高齢者が重要な顧客層として意識されていない時代から年金相談に取り組んでいたのは、農協、信金など地域に密着した金融機関であった」(田口 2014b: 13)といわれる。よって本稿では、これら地域金融機関の各支店について、人口規模に応じた設定を行ったうえで、分析の対象とした。
 - 3) 「成年後見制度の利用を一般国民がどう考えているのか」についての人々の利用意識を分析したものとして、税所(2013a)がある。当論文では内閣府実施「高齢者の経済生活に関する意識調査」(2002年)のデータを用いて、一般の国民が成年後見制度にどのような意見をもつのか、そしてこれを規定する個人的属性要因はなにか、という点を多変量解析から分析した。その結果、大多数の人々は成年後見制度の利用に否定的であること、また成年後見制度に対する意見の形成には、月収、貯蓄総額、年齢、性別、都市規模、居住地域が有意な影響を及ぼすことを明らかにした。
 - 4) 認知症サポーターとは、厚生労働省による「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、NPO法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン」事業により養成された認知症理解者の総称である(厚生労働省ホームページより)。
 - 5) 現行の成年後見制度は、旧制度に比べて、本人の身上面の支援を重視する仕組みになったと理解されているが、制度改正時の立法担当者の見解による限り、現行制度は身上監護面について新たな法的権限を導入したわけではないとする指摘もある(上山 2014: 47)。
 - 6) 第三者の専門職後見人による支援内容について、現行制度が重視した「身上監護」に焦点を当てて、事例分析を通して考察したものとして、税所(2013b, 2014, 2015)がある。
 - 7) とはいえ第三者の成年後見人であれば安心とは必ずしも考えられていない。例えば「数日前にも弁護士の横領事件が新聞に出ていましたように、悪いことをする人間はやっぱり悪いことをするので、社会化してもあまり変わらないと思います。だから、社会化というかたちで広げるよりは、信頼できる人間を早く選んでそういう人に頼むということが必要だと思います」(D 信用金庫大谷内支店長)との見解もある。